

2

日本国憲法の基本原理

平和主義（9）

「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」（9 I）

「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」（9 II）

1. 自衛戦争

論点 戦争放棄

I 「戦争」(9 I) の意義

- A** 「国家の政策の手段としての戦争」(不戦条約1)と解する立場
→自衛戦争は放棄されないと解する立場を取りうる 【注】司R1-13[予10]-7, 予H26-8
- B** 一切の戦争・武力行使・威嚇と解する立場
→自衛戦争も放棄 【注】予H29-9-イ

II 「国際紛争を解決する手段としては」(9 I)

- A** 「戦争」にはかからない(「武力による威嚇」と「武力の行使」のみにかかる)とする立場 【注】ブレ1-7, 司H24-14-②
→自衛戦争も放棄
- B** 「戦争」にもかかるとする立場 【注】司H24-14-①
→自衛戦争は放棄していないと解する立場を取りうる
→「国際紛争を解決する手段」としての「戦争」とは「国家の政策の手段としての戦争」と同義であると解すると、1項では自衛戦争は放棄していないことになる 【注】司H28-13-イ

III 「前項の目的」(9 II)

- A** 「正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求」することと解する見解
→自衛戦争も放棄 【注】司H24-14-④イ/ウ, H28-13-ウ, R3-13[予9]-7/イ, 予H26-8, H29-9-7, R6-8-7
- B** 侵略的な行為の放棄という目的と解する見解 【注】司H24-14-③
→自衛戦争は放棄していないと解する立場を取りうる 【注】ブレ1-ウ, 司H24-14-7

IV 「交戦権」(9 II) 【注】司R5-13-7, 予H29-9-ウ

- A** およそ「戦う権利」と解する見解
→自衛戦争も放棄
- B** 伝統的な交戦権(敵国領土の占領、船舶の臨検・拿捕、あるいは敵国兵力の破壊を行う権利)と解する見解 【注】司H26-8[予5]-ウ
→自衛戦争は放棄していないと解する立場を取りうる



Point! 本論点のポイント

- a 1項又は2項の特定の文言の解釈において、自衛戦争を放棄する解釈を採った場合、9条全体として自衛戦争を放棄したことになる 【注】司H28-13-ウ
→9条の解釈として自衛戦争を認めることは難しい
∴ 自衛戦争を認めると解すると、憲法が、66条2項以外に戦争や軍隊を予定する規定を置いていないことと矛盾する 【注】司H28-13-7
- b 政府見解は、1項で放棄されるのは侵略戦争のみであるが、2項の「前項の目的」について、A説を採り、結果自衛戦争も放棄されていると解している

✓ ただし、A説からも自衛権は放棄されていないとする立場を採り得る 【注】司H18-10-7, 予H23-8-7
∴ 「国権の発動たる戦争」については無条件に放棄されているが、武力の行使・威嚇については「国際紛争を解決する手段として」放棄されているにすぎない

2. 自衛権

(1) 自衛権の種類

個別的自衛権：A国がB国の武力攻撃を受けた場合に、A国自身がそれを撃退する権利

集団的自衛権：A国とB国が連帯関係にあり、B国がC国の攻撃を受けた場合、A国が武力攻撃を受けていないにもかかわらず、C国に対して反撃する権利  司H19-13-ウ

(2) 政府見解

政府見解は、「戦力」（9 II）について、戦力とは自衛に必要な最小限度の実力を超えるものをさすと解し、自衛権に基づく自衛のために必要な最小限度の実力は「戦力」にあたらないとしている  アレ-I,司

H19-13-7,R3-13[予9]-ウ

(3) 自衛隊の合憲性

ア 長沼事件第一審（札幌地判昭48.9.7【百選Ⅱ165】）

自衛隊は9条2項にいう「戦力」に当たる

イ 長沼事件控訴審（札幌高判昭51.8.5）

自衛隊は9条2項にいう「戦力」に当たらない

ウ 長沼事件上告審（最判昭57.9.9）

訴えの利益が消滅したとして、憲法問題に立ち入らなかった

✓ 百里基地訴訟（最判平成.6.20【百選Ⅱ166】）でも、自衛隊の合憲性判断は回避されている